

盛岡市介護職員奨学金返還支援補助制度の運用について

盛岡市保健福祉部介護保険課

令和5年10月



1 目的

○市内の介護事業所では介護職員等の確保ができないなど、介護人材の不足が課題となっています。

○市内の介護事業所における介護人材の確保・定着を図るための取組の一環として、市内の介護事業所に勤務する職員のうち在学中に奨学金を借り入れた職員に対し、奨学金の返還に要した費用の一部を補助します。

2 補助対象者

- (1) 市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する職員であること。
- (2) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規にかかわらず勤務形態が常勤であること。
- (3) 令和6年3月31日時点で市内の介護事業所に雇用されていること。
- (4) 返還する奨学金の種類は以下のいずれかであること。また、本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。

日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会、岩手育英奨学会奨学金、その他市長が対象と認める奨学金

- (5) 就業を継続する意思があること。
- (6) 他の補助制度を受けて返還していないこと。

2 補助対象者

(1)市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する職員であること。

介護保険サービス事業所とは、次のサービス提供を行っている事業所をいいます。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、法人本部等は対象となりません。

- 訪問介護
 - (介護予防) 訪問入浴介護
 - (介護予防) 訪問看護
 - (介護予防) 訪問リハビリテーション
- 通所介護
 - (介護予防) 短期入所生活介護
 - (介護予防) 短期入所療養介護
 - (介護予防) 通所リハビリテーション
 - (介護予防) 特定施設入居者生活介護
 - (介護予防) 福祉用具貸与
 - 特定(介護予防)福祉用具販売
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
 - (介護予防) 認知症対応型通所介護
 - (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
 - (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
 - 居宅介護支援
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設
 - 介護医療院
 - 地域包括支援センター(盛岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱で規定するランチ型地域包括支援センターを含む)

2 補助対象者

(2) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規にかかわらず勤務形態が常勤であること。

【勤務形態が常勤であること条件】

- ・ 期間の定めのない労働契約（もしくは1年以上の期間の労働契約）を結んでいる。
- ・ 週30時間以上常態的に勤務している。

雇用されている法人の代表者名で就業証明書の提出を受け、確認します。

2 補助対象者

(3) 令和6年3月31日時点で市内の介護事業所に雇用されていること。

- ・新規採用者であるか従前からの勤務者であるかは、問いません。

- ・介護職員以外の方も対象になります。

- ・年度途中で離職し、市外の事業所に転勤、転職した場合は補助の対象外となりますが、盛岡市内の介護保険サービス事業所に転職した場合は、補助を受けることができます。

2 補助対象者

(4) 返還する奨学金の種類は以下のいずれかであること。また、本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。

- ・ 日本学生支援機構奨学金
- ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ あしなが育英会奨学金
- ・ 岩手育英奨学会奨学金
- ・ その他、市長が対象と認める奨学金(※)

※本人が借り受け、本人が返還している奨学金であれば、可能な限り対象としたいと考えていますので、申請をお願いします。

親名義で借りている教育ローン等は、対象外です。

2 補助対象者

(5) 就業を継続する意思があること。

介護職員等の定着を目的の一つとしていますので、申請時点で、市内の介護保険サービス事業所に継続して就業する意思があることを要件の一つとしています。

3 補助を受けられなくなる場合

次に該当する場合は、補助を受けることができなくなります。

- ・雇用主との雇用契約が解除された場合
- ・引き続き同じ雇用主に雇用されているが、勤務場所が市外の介護事業所となった場合
- ・常勤でなくなった場合や、異動等により、介護事業所以外に従事することとなった場合

ただし、長期休業（産前産後休業、介護休業、育児休業等）で雇用契約が継続されている場合は、補助を継続します。

就業の形態が変わった場合など、資格が継続するか不明な場合はお早めにお問い合わせください。

5 補助対象期間

- (1) 新規採用者（令和5年4月1日以降採用された方）
奨学金の返還を開始した月から起算して、補助の対象となった月の合計が60月となるまでの期間

- (2) 従前からの勤務者（令和5年4月1日以前から勤務している方）補助の対象となった初月から起算して合計が60月となるまでの期間
※令和4年度以前に補助の対象となった場合は、その期間を含めて60月となるまでの期間が対象になります。
※年度途中で返還を終えた場合でも、補助年度の3月31日まで就業していることが要件となります。

6 本年度のスケジュール

(1) 補助金交付希望者の確認受付

令和5年11月10日(金)までに「介護職員奨学金返還支援補助金交付申請希望確認票」を提出してください。

(2) 補助金額の調整

交付希望者が多数である場合、予算の範囲内で交付希望者全員に交付できるよう、(1)の確認票により把握した希望人数、奨学金の返還金額に基づき交付申請していただく金額の調整を行うことがあります。

(3) 交付申請

申請内容の審査終了後、盛岡市から補助金交付決定通知書を送付します。

(4) 補助事業完了報告書等の作成、提出

3月下旬までに提出していただきます。

※提出締切については別途お知らせいたします。

(5) 補助金の交付

翌年度4月～5月末を予定しております。